



目次	
高知県公安委員会規則	ページ
◎高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則	1
◎高知県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則	1
◎高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	1
高知県公安委員会告示	
○告示（高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日及び当該事情のある地域の定め）の一部改正	2

公安委員会規則

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年12月28日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

高知県公安委員会規則第9号
高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

- 第1条中「施行について」を「施行に関し」に改める。
- 第2条の見出し中「医師」を「診断を行う医師」に改め、同条第2項中「、指定」を「、当該指定」に改め、同条第3項中「公安委員会」を「高知県公安委員会」に、「医師を指定したときは、」を「指定をしたときは、当該診断を行う医師の氏名その他必要な事項を」に改める。
- 第3条中「に規定する高知県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）」を「の公安委員会規則」に、「に掲げる」を「に定める」に改める。
- 第4条中「第2条第2号に規定する」を「第2条第2号の」に、「に掲げる」を「に定める」に改める。

第5条の見出しを「（風俗営業の営業所の地域規制の適用除外）」に改め、同条中「第4条第2項に規定する」を「第4条第2項の」に、「営業は」を「風俗営業は」に、「第2条第1項第7号に規定する」を「第2条第1項第4号の」に、「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に改める。

第6条中「第7条第2項第6号に規定する」を「第7条第2項第6号の」に改め、同条第1号中「法第2条第6項第5号に規定する性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第4条各号に掲げる物品その他これらに類する」に改める。

第7条中「第10条第2号に規定する」を「第10条第2号の」に、「に掲げる」を「に定める」に改める。

附則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

高知県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

高知県公安委員会規則第10号
高知県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則

高知県警察署協議会運営規則（平成13年高知県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表高知県香南警察署協議会の項を削り、同表高知県南国警察署協議会の項中「5人」を「10人」に改め、同表高知県香美警察署協議会の項を削る。

附則

- （施行期日）
- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県警察署協議会運営規則別表の高知県香南警察署協議会（以下「従前の高知県香南警察署協議会」という。）の委員又は同表の高知県香美警察署協議会（以下「従前の高知県香美警察署協議会」という。）の委員である者は、この規則の施行の日においてこの規則による改正後の高知県警察署協議会運営規則（以下「新規則」という。）第3条の規定により新規則別表の高知県南国警察署協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる同表の高知県南国警察署協議会の委員の任期は、同日における従前の高知県香南警察署協議会の委員又は従前の高知県香美警察署協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 新規則別表の規定にかかわらず、前項の規定により従前の高

知県香南警察署協議会の委員又は従前の高知県香美警察署協議会の委員が同表の高知県南国警察署協議会の委員である間は、同表高知県南国警察署協議会の項中「10人」とあるのは、「15人」とする。

高知県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

高知県公安委員会規則第11号
高知県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則
高知県公安委員会公文書管理規則（平成14年高知県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の表中「永年」を「30年」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則による改正後の高知県公安委員会公文書管理規則の規定は、この規則の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。

高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

高知県公安委員会規則第12号
高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年高知県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号カ中「覚せい剤等薬物及び」を「覚醒剤等薬物又は」に改める。

第5条の見出しを「（その他の事項）」に改め、同条中「この規則」を「第2条から前条まで」に改める。

第6条中「別に」を削る。
別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務を 所管する組織の名称 等	登録		登録年月日	年	月	日
	保有		変更年月日	年	月	日
個人情報取扱事務の名称						
個人情報を収集する目的及び理由						
個人情報を収集する根拠法令等						
個人情報の対象者の範囲						
個人 情報 の 項 目	特定個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害の状況 <input type="checkbox"/> 身体の状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	資産及び収入	<input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	思想、信条及び信教に 関する個人情報並びに 社会的差別の原因とな るおそれのある個人情 報	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 信教 <input type="checkbox"/> 人種・民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		収集の根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 委員会意見 法令等の名称			
	その他	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	制 限 に 関 す る 事 項	個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（条例第8条第4項第 号該当（答申第 号）） 本人以外の区分 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 当該実施機関（利用元： ）			
個人情報の目的外利用の有無及び利用先		<input type="checkbox"/> 有（条例第9条第 項第 号該当（答申第 号）） <input type="checkbox"/> 無 目的外利用の利用先				
個人情報の目的外提供の有無及び提供先		<input type="checkbox"/> 有（条例第10条第1項第 号該当（答申第 号）） <input type="checkbox"/> 無 目的外提供の提供先 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
個人情報のオンライン結合の有無		<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 警察庁等 <input type="checkbox"/> 委員会（ <input type="checkbox"/> 答申第 号 <input type="checkbox"/> 協議承認（ 年 月 日）） <input type="checkbox"/> 無				
外部委託の有無及び業務内容		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 業務内容				
登録番号						
備考						

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第20号

平成11年2月高知県公安委員会告示第2号（高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日及び当該事情のある地域の定め）の一部を次のように改正し、平成28年6月23日から施行する。

平成27年12月28日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

「第5条第1項第2号」を「第5条第2項第2号」に改める。